

金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成21年度	11,249	9,946	7,348	2,598	88.42	66.60	
	平成22年度	11,162	9,814	7,220	2,594	87.93	65.82	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成21年度	3,389	3,389	1,788	1,601	100.00	100.00
		平成22年度	2,919	2,919	1,410	1,509	100.00	100.00
	危険債権	平成21年度	7,365	6,403	5,442	961	86.94	50.00
		平成22年度	7,721	6,685	5,648	1,036	86.57	50.00
要管理債権	平成21年度	494	153	117	35	30.96	9.40	
	平成22年度	520	210	162	48	40.40	13.42	
正常債権	平成21年度	230,697						
	平成22年度	235,563						
合計	平成21年度	241,947						
	平成22年度	246,725						

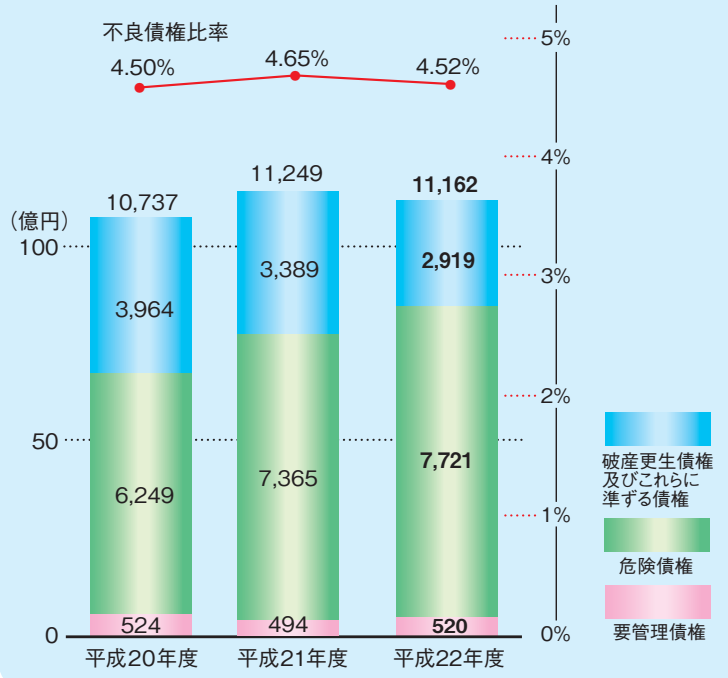
※ 上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。
当金庫保証付私募債で、当金庫が引受けている50百万円は正常債権に含めています。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

金融再生法上の不良債権比率と残高推移

(単位:百万円)



新設出張所(店外ATM)

ロックシティ姫路出張所新設 (平成23年2月26日)

ロックシティ姫路1階正面エントランス付近

〈営業時間〉

平日：午前9時～午後10時
土・日・祝日：午前9時～午後9時



コープ神吉出張所新設 (平成23年5月25日)

コープ神吉店内

〈営業時間〉

平日：午前9時30分～午後9時
土・日・祝日：午前9時30分～午後9時

